

第4回 基本政策専門調査会・制度改革WG 議事要旨

1. 日時：平成20年4月16日（水） 10：00～ 11：34

2. 場所：中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

3. 出席者：（敬称略）

（メンバー）

薬師寺泰蔵（座長） 総合科学技術会議議員

垣添 忠生 基本政策推進専門調査会専門委員

（国立がんセンター名誉総長）

住田 裕子 基本政策推進専門調査会専門委員

（弁護士）

若杉 隆平 基本政策推進専門調査会専門委員

（京都大学経済研究所教授、慶應義塾大学客員教授）

（アドバイザー）

相澤 益男 総合科学技術会議議員（基本政策推進専門調査会会長）

本庶 佑 総合科学技術会議議員

奥村 直樹 総合科学技術会議議員

郷 通子 総合科学技術会議議員

4. 議事概要

○薬師寺座長 本日はお忙しいところありがとうございます。精鋭のワーキンググループのメンバーをいただきましてありがとうございます。

第4回制度改革ワーキンググループでございまして、今回は、フォローアップ案が先生方にも出ていただきましたフォローアップ・ヒアリングの結果、それをまとめましたので、各章ごとに議論をしていただきたいというふうに思います。やや大部でありますので、手際よく説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、事務局よろしく願いいたします。

○事務局

(和田参事官より資料1-1、1章について説明)

○薬師寺座長 先生たちのご努力のおかげで大分各省の対応も変わってきています。一部まだまだ問題が残っています。このような形でいかがでしょうか。

○住田専門委員 入管局がこの受け入れに関して難色を示している部分について、私は理解できなくもないので、できればそういう意味では問題あった事例についてはきちんと公表した上でそれなりのチェック、例えば2ページの下の事後のチェックを主とする仕組みの導入を検討すべきであるとする。特に問題があった事例に対しては公表して厳正に対処することを、また、その是正ないしは改善の取り組みと再発防止の措置や仕組みをつくるべきであるとすれば、入管局としては少し安心されるのかなと、そんな感じはいたしました。

○薬師寺座長 わかりました。以前、内部にいた住田弁護士のご意見ということで、その辺は少し書かせていただきたいと存じます。ほかによろしゅうございますか。

それでは2章を。

○事務局

(和田参事官より資料1-1、2章について説明)

○薬師寺座長 1章に比べますと2章はなかなか進んでいるところと進んでいないところが明確に出ています。優秀な人を惹きつけるということのインセンティブが全体的に少ないのではなかろうかということも書いてあります。特に独法と独法の問題の流動性に関しては、非常に独法が固定的になっているというふうなことを書いています。

いかがでしょうか。

若杉委員、それから住田委員。

○若杉専門委員 退職金前払い制度に関連して少し申し上げたいと思います。内容に関しては私は全て賛成です。最近、国立大学法人の運営費交付金の配分に関して、新しいルールを適用するということが少し進展があると伺っています。恐らく評価を加味した交付金のあり方ということが議論されているのではないかと思のですが、そういうことであれば、先ほど薬師寺先生がおっしゃっているように、優秀な研究者をうまく引き止める、あるいはちゃんと処遇するということが評価項目として当然重要な項目だろうというふうに思いますので、そこにインプットされていることも必要かと思えます。大学法人にこれをやれと言われても、片方で大学法人が厳しい人件費枠の中でやりくりをしなければならぬとするとなかなか難しいと思うので、この部分をうまくブリッジしてあげることが法人に対しては非常にエンカレッジングじゃないかなというふうに思います。

○薬師寺座長 少しその辺のところはどういうふうに。

○和田参事官 今、議員立法なんですけれども、研究開発力強化法案というのが国会に出されようとしておりまして、その法律自体ではないんですけれども、いわゆる人件費が一律に下げられていくというのは、特に研究という観点からおかしいんじゃないかということで、そこはまさしく政治折衝がされているところです。特に、この法律はどちらかというと独法に重きを置いているというところなんですけれども、大学についてもそういう努力義務的なものとセットに人件費のことが検討されると思います。何かをやっているから、人件費について特別な扱いをしると言わないと、大学全部が特別だということはもちろん言えないとは思いますが。

○若杉専門委員 文部科学省と財務省との間で何か交付金のルールに関する議論、あるいは見

直し、評価を入れて配分する、そういう話は進んでいるのでしょうか。

○薬師寺座長 前主計官の考えと現在の主計官の考えはそんなに違わないとは思いますが、財務省としてはそれぞれ全く同じように交付金を一律減らすとかというよりも、パフォーマンスを見て、重要なところはもっと上げ、努力しないところは減らすと、こういうようなかなり強い発言みたいなのが経済財政諮問会議の中で出ていると。財務省は恐らくそういうような発想でずっといるのだと思います。ですから、何もしなくて人件費が8割ぐらいの交付金をとっていますから、そのところが一番大きな問題だというのは若杉さんの言っているのと同じことだと思います。

住田委員、それから垣添委員。

○住田専門委員 10ページ、12ページに関係するんですけれども、10ページは本文の一番下から3行、機関の長がリーダーシップを発揮してこのような取組みを行っていくべきなんだということですが、実際にヒアリングをしましたところ、問題はリーダーシップをとろうとしても、職員団体などが正規職員に波及するのではないかという懸念があって、そこでの調整がなかなかつかないという問題があったようです。この人件費削減の中での懸念からなかなか前に進まないという実情があるというふうにお聞きしましたので、12ページの5行目ぐらいに人件費削減の後に、他の人事制度ないしは職員間での調整の困難性があるというようなことを少し入れて頂ければ、と思います。

○薬師寺座長 触れなくなると、何かいろいろ問題があるので。

○住田専門委員 そういうふうな調整の困難性みたいなのをに入れて頂ければ。

○薬師寺座長 でも、ポイントはきちんと。

○住田専門委員 どこかで入れていただければリーダーシップが発揮しやすくなるかなと、今の方向性について余り足を引っ張らないでくださいということは言えるのかなと思いました。

あと小さな話なんですけれども、ワーディングなんですけど、「取り組み」については……

○薬師寺座長 どこですか。

○住田専門委員 どこでもあるのですけれども、例えばタイトルのすぐ下の四角の下には進捗状況及び今後の取組については「み」がつかないんですが、本文は全部「み」が入っていると、それから手続も「き」を入れるかどうかというの、こういうことは、統一していただきたいと思います。

○薬師寺座長 わかりました。整理いたします。

垣添先生。

○垣添専門委員 私、この部分のヒアリングをお聞きしていたんですけれども、薬師寺先生が冒頭おっしゃったように、随分進んでいるところと遅れているところがある。全くそのとおりで、非常に遅れているところに対して薬師寺先生プレッシャーかけておられましたから、やはり従来ですと、こうした報告書が出るとそれっきりだったのが、こうやってフォローアップするというのは非常に大きな効果があるんじゃないかなという、そういう総論的な感想です。

それから、もう一点はたしか理研だったか産総研だったか、評価で優秀な人とそうでない人で年俸で数百万の差が出るというお話がたしかありましたよね。その際、さらにフォローアップとして優秀な人がさらに流動性が高まっていくのか。それとも評価の低い人が高まっていくのかというのを、さらに将来的には知りたいなと思ってお聞きしておりました。

○薬師寺座長 どうなんですか。今までの統計を見ると、レベルの高い人は動いていって、高くない人は残っていると。イメージとしてはそんな感じで正しいんですか。その辺のところを構造的にどうするかというのを今後、やはり問題ありますよね、一番大きな。

よろしゅうございますか。

それでは、3章のほうにいきたいというふうに思います。

○事務局

(和田参事官より資料1-1、3章について説明)

○薬師寺座長 繰越明許に関しましては、こんなに激増するぐらいに効果が出ているわけで、

今まで何をやっていたのかという感じですが、厚労科研費のほうは、課内でいろいろ審査員の先生が決めたいということで手薄だったのが、FA化した結果、物すごい早くなったと。これは非常に高く評価をしているように書いていますけれども、新規の場合にはどうしても慎重な審査、審査にやはり時間がかかると、そういうことでしょうか。

○和田参事官 継続について早期交付ができないというのはほとんど理由はないと思うんですけども、新規の場合は制度自体の設計、新しく制度ができた場合の新規は、特に制度の設計が完全に終わっていないというところもあると思いますし、毎年やっているものの新規だと徐々に改善は多分されてきていると思うんですけども、採択数の少ないものについては年によって一部の遅れが大きな割合の変化につながり、前の年は早かったけれども、次の年は遅くなったりすることがあります。

あともう一つは審査員の先生の取り合いみたいなのがあって、1～3月に相当量の審査員を確保しなきゃいけないというのがあって、そういう面でも結構大変だという話は聞いています。

○本庶議員 厚労省のファンディングエージェンシー化というのは、具体的にもう起こっているのでしょうか。私の理解ではまだそこまで現実的にファンディングエージェンシー化になったのは、基盤研とかぐらいであって、大部分は本省管轄ではないかと。

○和田参事官 20ページの真ん中より下の厚労科研費のところに書いてありますが、19年度において6事業という全体のごく一部について、それを試行したというまだそういう段階です。

だから、ほとんどまだ省内に残っていると。

○薬師寺座長 先生がおっしゃるとおり。この辺は少し改善すべきというふうに書いておりますので、早くなったのは事実なので、これをもっと進めるべきだ、こういうふうな感じになっています。

○垣添専門委員 ファンディングエージェンシー、確かに遅れてはいますけれども、研究費の交付の時期は厚労科研に関しては本当に目覚ましい、すごい進歩がありまして。

○薬師寺座長 過去がひどかった。

○垣添専門委員 3月20日に1億円近い研究費が交付されるとか、これ不正をしろというような、そういうことですよね。

○薬師寺座長 物を買えということですよ。

○垣添専門委員 そういう意味で本当に研究者としては驚くほど早く。やればできるじゃないかということだというふうに。

○薬師寺座長 制度改革の効果の一つということ。

○若杉専門委員 私は両委員と若干違った印象を持っています。厚労省からヒアリングをしたとき随分やりとりがあったように記憶しています。そのやりとりの雰囲気から比べると、やりとりのところはどうだったのかというところが書かれているのかどうか、確認したいと思いません。それから確かに審査員の構成とか非常に難しい問題があることはよくわかるのですが、科研費の場合は既に審査員をあらかじめリストアップして、候補者の名簿もできているわけですよ。そういう準備を厚労科研費についてもやっていただければ、制度が決まったら、すぐに対応することも可能となると思います。現在うまく進んでいるところの制度をうまく利用して、知恵として活用するのがいいんじゃないかなという気がします。

○和田参事官 厚労科研費で特にいろいろ議論になったのは、早期化というよりも、繰越明許費制度を全然使っていないじゃないかということですよ。実は繰越明許費制度は厚労科研費以外もほとんどの研究資金について利用していないので、厚労科研費も横並びで悪いということになっています。

○薬師寺座長 この辺のことについて、ちょっと言う必要がありますね。科研費のほうは増えているわけですが、それはルールみたいなのが非常にはっきりしているんだと思います。そういうのを参考にしながらやっていく。少しその辺も書きましょうか。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次。

○事務局

(和田参事官より資料1-1、4章について説明)

○薬師寺座長 このところは何て言うか、構造的な問題も結構あって、どうすればいいかというのがありまして、頑張っているところと、30%のお金の問題というんですけれども、何しろ人が集まらないという問題があるので、この辺は今後の大きなフォローアップの問題だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○本庶議員 間接経費の問題は、実は非常に複雑でして、例えば科研費ですと、30%にかなりなっているんですが、直接経費が食われているんです。総額はそんなに増えていなくて、間接経費どんどん増やしていくから、結局実入りは減っているわけです、研究者個人は。ですから、これは何とかここに財務省に書くべきなんですが、こういうやり方では困ると。上に積まないで間接経費としても本来趣旨が違うんだと。実際に伸び率から行ったら完全に30%伸びていないですから、伸びているのは数パーセントなので、ちょっと何か書けるといいですよ。

○薬師寺座長 言葉が悪いんですけども、後で直しますけれども、やはり寺銭のように全部取っちゃって、直接経費の光熱費とか何かみんないっぱい、図書費とか全部取っちゃって、実質上、人を雇うというのはなかなか難しいので、COEとかそういう形で雇うわけですが、5年間で解雇しなければいけないというようなこともありますので、この辺はどうすればいいでしょうか。日本の研究能力にも非常に影響してくる問題ですね。この辺、もう少し中に入った書き方をするか、この辺でとどめるか、いかがでしょうか。よろしいですか。何か。

○和田参事官 今回の報告書はあくまでフォローアップであり、新しい提言をここに入れると、各省からフォローアップの範囲を逸脱しているだけでなく、相談もなく大問題だと言われてしまいます。

○本庶議員 問題点の指摘だけしておいたらどうですか。

○和田参事官 制度的には整備されつつあるが、実際には間接経費が確保されていないという

事実を書こうかと思います。

○薬師寺座長 じゃあ、それはそれでよろしゅうございますか。

それでは、次の5章。

○事務局

(和田参事官より資料1-1、5章について説明)

○薬師寺座長 ここにありますように、女性の研究者の問題で育児支援、育児休暇に関して給付が重なってとれるようになっているのは大進歩ですけれども、3年のうちにお子さまを産むというのは1年前に決めて、そして育児休暇をとって給付をもらって、またそのもう1年というふうになりますから、針の穴を通すようなルールの中でなかなかそういうふうに動かない場合には適用にならないという問題があります。その辺のところは厚生労働省も特に旧労働省サイドですけれども、この問題に関しては先生たちもヒアリングをお聞きになったように進歩があります。でも、まだまだという感じがありますし、外国から比べて女性の研究者は非常に不利になっている。MITもハーバードもケンブリッジ大学も学長は女性ですし、みんなお子さまもちゃんといらっしゃるような方です。日本も今変わりつつあるということですが、まだまだ国際レベルになっていないということだと思います。

いいがでしょうか。この部分。

○住田専門委員 全般的な感想としては少しずつ進んでいるということについては評価したいと思っているんですが、個別に気になるところ、二、三ございます。まず環境整備の25ページの総論のところですが、実はGEM、去年は42位だったんですが、54位に下がっておりまして、それでこの中身、今年のはまだ見ていないんですが、恐らく先進国で最下位ということは変わっていないんじゃないかと思います。先進国の中でどういう位置しているかということが大事だと思いますので、54位と非常に低く、前年より下がり、なおかつ先進国の中では最下位だ、くらいのことを書いていただいたほうがインパクトは強いかなと。

○薬師寺座長 日本は先進国ではないと。

○住田専門委員 あと女性の活用に関しては……

○薬師寺座長 女性に対しては全く先進国ではない。

○住田専門委員 先進国ではないです。間違いなくそうです。これまでG 7で女性が行かない国は日本くらいでしょう。

それから、タイトルで27ページです。タイトルはこの前の提言を受けるところならざるを得ないのかもしれませんが、女性研究者は育児休業やら勤務時間の短縮も一つの選択肢としてあったほうがいいんですが、実は両立支援ということのほうを力点に置いておられることが多くて、例えば27ページに書いてある5-5の具体例は、ほとんど両立支援策ですね。保育所とかの保育環境の整備ということがありますので、どこかそこをきちんと書き込んでいただいたほうがありがたいと思うんですが。ですから、保育環境の施設の整備と拡充とか、そういうふうにしていただいたほうが。

○薬師寺座長 両立支援。

○住田専門委員 はい。両立支援ということが大きいとっております。

それから、5-8の文章がちょっと気になった。この前のいただいたのでいくと、30ページに入ると思いますが、30ページの本文で6行目あたりに育児期間について明確に考慮するというのはどういう意味なんだろうかということなんです。考慮することを明確にするのか、それとも配慮をしてそれをはっきりとカウントするというのか、中身をやるのか。そして、こういうことを考慮するというのも明示してしまって、それに反するような対応はしないということなんであるか、そこら辺が非常に気になるわけです。単に考えるということ、明らかに考えるけれども、そういう結果に反映されなきゃ困るわけですので。そこを何かどういう言い回しでしたらいいのかよくわからない。これだけだと意味が不明です。

○薬師寺座長 次の文章にずっと続いて、丸になっている。

○住田専門委員 そうですね。そうすると、ここはもうきちんとこれは考慮することを明らかにした上で何らかの形で明記するとか。そして、その期間についてはもうほとんど自動的に延

長できるというところまでいくのか。それから、考慮なのか、配慮なのか。それとも、もうそれは延長として入れてしまうということが考慮という言葉になったのか。そこら辺が少し入ったほうがいいかと思います。実際の扱いとしても、多分その部分を広げている可能性はあると思いますので。

○薬師寺座長 わかりました。じゃあ、そこは直して。

○和田参事官 もともとが考慮という提言になっていたのです、それに引っ張られているんですけども。簡単に言いますと、29ページに書いてあるように育児休業を理由として、不利益な取扱を受けないということなんです。

○住田専門委員 だけですよね。そうなんです。ですから…。

○和田参事官 育児休業の取得を理由に、不利益な取扱いをすることは絶対駄目ということが言いたい。

○住田専門委員 でも、それは恐らく法律的には当たり前のことを書いてあるだけなので、ここで付言される時はもう少し一歩踏み込んだ内容のものを書き込んでいただくほうがいい。

○和田参事官 それで、それだけじゃなくて任期を延長できるようにすべきだと。

○住田専門委員 そうですね。

○薬師寺座長 そこら辺、明確にちょっと。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

じゃあ、次、治験の話です。これは大きな話なので。

○事務局

(和田参事官より資料1-1、6章について説明)

○薬師寺座長 この部分は非常に重要な国民の関心の部分ですけれども、先生たちのおかげで、かなり最後の混合診療のことも含めまして、審査員の倍増等々もありますし、随分変わりましたが、いかがでしょうか。

○垣添専門委員 やはり制度改革のおかげで間違いなく状況は大きく好転していると思います。いずれも非常に感謝している。特に、従来臨床研究というのが大変低く見られていた。つまり、基礎研究のほうが高く評価され、実績にも反映されるというようなことがあったのが、臨床研究の重要性というのは研究者の間で強く認識されるようになったという、これはやはりこういう動きがあったということは間違いなくあると思うんです。それは非常に私は高く評価しているんですけれども。

それから、35ページの6-6のところにあります臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備、つまり医師指導の臨床試験を行うときに、もし予測しがたいような不測の事態が起きたときの補償の問題ですけれども、ここには四角の中の真ん中辺に被験者に対する補償などを含めた臨床研究の被験者保護制度を確立し、とありますね。それで、これが下の文章のところの真ん中辺、「倫理指針に関する専門委員会」において、現在、被験者の健康被害の防止・救済などを主要な論点として見直しに向けて検討を行っており、平成20年度に見直しを実施する予定だ。これは先ほどご説明があったように、法制化を含めていった文章なんていうのはちょっと入ると大変ありがたいなと私は思う。つまり、これが医師指導の臨床試験がなかなか進まない非常に大きな理由だと思いますから。何とか入らないかということです。

○薬師寺座長 一番下に書いておりますけれども、必要である、検討を進めるべきである。

○和田参事官 若杉先生に議論していただいたと思います。

○若杉専門委員 私も垣添先生と同じような感じを持ちます。まず全体から言うと治験の部分は臨床研究含めた全体として非常に進んだと思います。特に機構絡みは非常に進んでいるというふうに思います。ただ、それに必ずしもカバーされない部分が問題として残っている可能性があるんじゃないかという感想も持ちます。ヒアリングのときに、本席先生がおっしゃったことを私は今でもよく覚えております。細かいことは随分改善しているんですけども、大きな医

療の問題を抜本的に考えていくお考えはないんですかという大きな問題を提起された部分がありになると思うんです。その中で重要な部分として、医師免許を有する医師の数をそのままにして、その枠の中で例えば臨床研究に従事する人を優遇するとか、あるいは審査官の処遇を改善するとかという、いわば枠の中で人材の取り合いをやっているという状況でいいのかどうか。むしろ、これは医療の現場の問題とも共通すると思うのですが、医師の供給数の確保というその部分を抜本的に改善しないと問題が解決されず、次のステップにいかないのではないかというふうに私は思います。そういう意味では、そういった問題があることを示す言葉を入れていただきたいと思います。例えば34ページのところで、下のほうで提言が書いて、日本ではというところがあるんですけども、臨床研究者等の確保というふうに書いてあるんですが、ここにぜひ供給の確保とか、供給サイドでこれから増やしていくという表現を、そのほかのところでも是非出していただけないか。これは非常に大きな問題を乗り越えなければならないので、軽々には言えないかもしれないんですが、やはり医師免許の数を抑えていることがいろいろな問題に非常に大きなゆがみをもたらしている可能性が私はあるのではないかと思います。この際、その部分を増加させることができれば、それによって様々な分野での配分上のゆがみを解決する上で非常にプラスとなって、うまくいくと思います。そういう供給総量の問題をどこかで出していただく必要があるのではないかなと思う、これが第1点です。

それから第2点は、垣添先生さっきおっしゃってくださった35ページのところで、私も法制化は非常に重要だと思います。表現ではむしろこれに反対するような感じの表現が出ていて、厚生労働省においてはというところで、欧州でむしろ障害になっている状況も踏まえという、下りは、これは少なくとも落とさせていただきたい。法制化することが障害になっているのではなくて、法制化の中身が非常にリストラクティブになっているということが問題となっていると考えます。やはり権利義務、保護ということを考えれば、指針と言った曖昧で将来に問題を残しかねないような対応でなく、補償制度に関する法制化自身には取り組むべきだと思います。その内容の問題が重要であるということではないかというふうに私は思いますので、ぜひそこをお願いしたいというふうに思います。

○薬師寺座長 本席先生、どうぞ。

○本席議員 ありがとうございます。先生方のご指摘、全くそのとおりなんですけど、人材のところは私の考えは、大学、医科大学の卒業生を増やすということも十分考えなきゃいけないん

ですが、実際にそれが戦力になるのは大分先なんですよね。それで、今当面、非常に有効なのは、私は開業医のマンパワーをもうちょっと活用すべきである。これは日本が病院がもうへとへとになって医師が個人開業しているという形でマンパワーが失われている現状があるので、このところを私の意識としては非常に大きな問題だと。これは政治の問題になりますので、なかなかここにどういうふうを書くべきかというのは。

○薬師寺座長 先生言われる医師会の問題とかそういう問題ですね、端的に言うと。

○本庶議員 非常に大きな問題です、これは。

だから、ちょっとそれは書きにくいと思うんですが、例えば供給と流動性の確保とかという言葉を入れておくと。

○薬師寺座長 今先生はあれですね、何かいろいろ最近は少し静かになりましたけれども、定員の100人の枠を外すというような議論もありますよね。どうなんですか、それは。先生。

○本庶議員 一時的に、テンポラリーに少し増やすと。

○薬師寺座長 そうですか。どうぞ。

○住田専門委員 ちょっと的外れかもしれませんが、先ほどの35ページのところです。一般の医療事故に関して、医療現場に萎縮を及ぼし、医療現場に負担になっているということから、今医療事故等に関しては検討が進められ調整機関ができるようです。そうすると、このような先進的な治験とか、そういうことに関しては、過失を問うというよりも、もっと違ったレベルでの考え方が導入されるべきだろうと思っております。そうすると、これは倫理の問題なのかどうかということなんです。被験者の承諾があった上でのことであれば違法性とか不法行為とかということではなく、もしそういうことで何かよろしくない結果が生じたときには補償するというそういうふうな考え方をきちんと打ち出したほうが、こういう研究体制にとっては後押しになり、萎縮がなくなるのではないかと。積極的に進めていただくための後押しになるのかなという感じがしているんです。そうすると、法律に基づく基準の必要性は何だろうか、何かもうちょっとうまい書き方があるかなと考えたのですが。まだピンと、それを明確に文章にする

ことまではできていないんですけれども、何かそういう方向での検討、特に今進められている医療事故に関しての検討とある程度、整合性を持たせた上でさらに治験というような、より研究性の高いところに対しては、そういう意義を含めた上での検討も進めるべきではないかなということを考えております。それは法律にしたほうが現場の方にとってはよろしければ、そういうふうな法制化を進めてはいかがかなというのが、本当に素人的な考え方なんです。

○薬師寺座長 ぜひそういうようなトーンで。結局、つまり法に触れることをやっているのが最初の目的ではなくて、やはり高度医療で命を助けるということでみんなやっているわけですから、その後の問題は別個に考えていかないと、何か倫理だけで全部最初にやると医者は倫理上非常に劣っているとか、そういうふうなふうに言いますよね。だから、それはちょっとやはり人がこの分野に入っていく理由ではないかというふうに思うんですけれども、書き方についてはどうですか。

○和田参事官 検討されている方がわかっているかどうか。刑事の話と民事の賠償の話がごちゃごちゃにされ、それを倫理と言っているのであれば問題ですね。

○住田専門委員 それは全然違いますよね、そういう意味では。それは全く違います。

○和田参事官 提言ではもともと、刑事的なことより民法上の補償みたいなことをちゃんと法律に基づくものとするとともに、保険制度みたいなものを検討すべきとの趣旨だったと思います。こういう先進的な補償というものは、保険会社も、リスクが高いから当然引き受けたくないんで、そこは国も関与して何とか制度ができないとか、そういうことは検討していくべきですが、それがまた法律になるのかどうかというのもまだ全然わからない段階だと思います。倫理ということで全部今ごちゃごちゃとしているというところは、ちょっと何とかしてほしいなというふうに思いますけれども、ここは主に補償の話不提言ではもともとはしていたつもりです。

○薬師寺座長 少し前のほうに書くのか、この辺、これ以上もう直せないですか。

○和田参事官 先ほど言われた欧州というくだり、これは厚労省の意見ですけれども、委員か

ら厳しい御意見があったということで、訂正したいと思います。ただ、厚生労働省は一步一步なんで、倫理指針だけじゃなくて法律に基づく基準というか、補償制度とかについて検討すべきというほうがいいかもしれません。多分、ここでは、医療過誤とかそういう刑事的な話は全く当然意識してなくて、被験者の保護がこういう指針とかだけしかないの、法律に基づくものにしたらいんじゃないの。つまり、治験自体は今は法律に基づく保護があるんで、それ以外の臨床研究についてないんで、そこは当然やるべきだということを言っているの、ここでは基準じゃなくて、補償制度とかそういう形のは書いておいたほうがいいと思います。

○住田専門委員　そうですね。

○薬師寺座長　このところは先生方ご専門の分野で発言されているわけですから、少しここはワーキンググループの先生のご意見ですから、ぜひそこを直していただきたい。

○住田専門委員　そうすると、下からの2行目、法制化のどういう法制化との中身を書いていたほうが。これだけだと意味が不明です。

○薬師寺座長　また先生方のご指示でやらないと事務局も自分たちだけでやると対厚生労働省のバトルに負けてしまいますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○若杉専門委員　6-21、44ページのところで、混合診療のところは、可能になったこと自身は非常にいいと思うので、可能になったことからその活用が図られることが望まれるとか、何か可能になっただけでは困りますので、ぜひそういう形で締めくくっていただいたらどうかと思います。

○薬師寺座長　よろしゅうございますか。

それでは、後は長いんですけれども、ここは各独法も力を入れて、ここだけは安全だというのでたくさん書いていますので、我々は少し急いでやりましょう。

○事務局

(和田参事官より資料1-1、7章について説明)

○薬師寺座長 これはイギリスなんかの伝統に比べますと、やはり非常にこの部分は日本は制度改革で考えるのか、どうするのか、よくわかりませんが、弱いんですね。ですから、その辺を宿題として、こういう中に書き入れているというわけですが、i P Sと、それからかぐやが地球は擬似的に出てくるということで、国民はあれでやはり「ああ、地球というのは月から見るとこういうふうに見えるんだ」というので、大分科学技術に関してはすごくポジティブになっているんですけども、来年また下がる可能性がありますので、ちょっと心配なんです。

この部分に関しまして、いかがでしょうか。

どうぞ。

○本庶議員 私はいわゆるGMOですね、組換え食品等々に非常に一生懸命やろうとしておるんですが、最近アンケート調査をやりますと、教員の知識レベル、意識レベル、非常に悪いということが明確に出てまいります。この辺、非常にざっと書いてあるんですね。学校の科学的センスが育たない等と書いてありますけれども、やはりここが根幹なような気がするので、ちょっときつめに書いていただいてもいいんじゃないか。データは出しますけれども、そこが国民といいますか、理解向上の一番ベースのような気がするので、もうちょっとそこに力を入れるべきじゃないか。

○薬師寺座長 どうぞ、郷先生。

○郷議員 本庶先生のフォローをすることになると思うけれども、新任の理科の先生が何年たっても自信が持てないというデータがあります。ほかの教科は、数学でも何年か経つと自信を持って、だんだん自分も力をつけてきたと思うけれども、理科だけはずっとフラット。これは、今、科学技術がどんどん進展しているということと、それからやはり教員養成の問題なので、文系の学部として入学してきますから、小学、中学の理科教育の一番基本のところであると思うんです。

○薬師寺座長 理科だけは文系でティーチャーズカレッジに入ってきてやるというのはなかなか大変ですね。やはりセンスの問題で。だから、この辺の問題はかなり初等教育の制度の間

題ですから、文部科学省とはいろいろヒアリングをやっているんですけども、その辺のデータを少しきちんと書いて指摘をしたいというふうに思います。

よろしゅうございますか。

これで大体、フォローアップの報告書案が先生たちのご意見のとおり、一部分修正させていただきまして、4月22日の基本政策専門調査会にワーキンググループの決定として出させていたいただきたいと思います。文章案に関しましては、私に一任させていただいてよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

5月に総合科学技術の会議の本会議がございますので、そこでこれを発表したいと思います。基本政策専門調査会の、ペーパーとして述べます。

制度改革は、本会議で評判はいいんですけども、この前の総合科学技術会議で官房長官が女性の研究者の%がすごく低いと男女共同参画の会議のときにわかったと言われました。それは制度改革で酸っぱく言っていますと説明しました。そういう問題は我々が口を酸っぱくしないと、制度改革が進まない。先生たちのおかげでワーキンググループとしては非常に進歩をしたと思います。これが一つのイデアルティプスになりまして、ほかの分野に関しましても、こういうペーパーをきちんと出して、世の中を変えていきたいと思います。どうもありがとうございました。どうぞ。

○和田参事官 先ほどの女性に関して先進国で最下位というお話ですが、参考資料の4の30ページに研究者に占める女性の割合、これは内閣府の男女共同参画のほうからの資料なんですけれども、ここでも最低であることが示されています。

○住田専門委員 ダボス会議の国際経済フォーラムでも、かなり低いです。

○薬師寺座長 どうぞ。

○郷議員 今のことに関して、これは日本もいろいろ女性の進出のために国策でやっていますけれども、韓国も中国もすごい勢いでやっています。私どもの大学も一生懸命やっているつもりですけども、国際的なレベルで乗り出してきていますので、韓国ですと、梨花女子大は大きな大学で、非常な勢いです。ですから、今日の制度改革ももう少し切り込みを鋭くした表現

にしないと、どんどん差がついて日本は落ちていきます。

○薬師寺座長 データをきちんと出していますので、また本会議で先生言っていただいて……

○住田専門委員 数値目標がなかなか駄目なんです、東大が駄目なんです。出せないんです。

○郷議員 共学の大学は私もおりましたが、どこも出したくないんです、数値目標。

○薬師寺座長 本当にそうですね。我々国際的な会議なんかに出ますと、全然見劣りですね。

○住田専門委員 理解増進では女子校に特に行っていただきたいと書きたいところなんですけれども。例えばIBMは女子校に行っているんです。企業だけでなく広がって欲しいと思っています。

○薬師寺座長 これは国を挙げてキャンペーンをしないと変わらない部分ですので。

ありがとうございました。

そういうことで、先生たちのおかげで、この報告書ができ上がりました。今後ともよろしくどうぞお願いをいたします。

では、本日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。